

2019年3月8日

アジアインターネット日本連盟

「プラットフォームサービスに関する研究会 中間報告書（案）」
に対する意見

1. 「電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方」について

- ・報告書案にもあるように、イノベーション促進は重要であり、通信の秘密の確保とイノベーション促進の間にあるトレードオフに留意し、同意の在り方を検討すべきである。
- ・同意疲れが報告書案でも言及されているが、細かすぎる同意がかえってユーザにとって有害となることを考えるべきである。
- ・e-privacy 規則案の参照が何度も言及されているが、EU でもまだ固まっていない規則案をベースに議論を進めるのは適当ではない。
- ・通信の秘密を侵害する行為には重刑が科されるため、事業者にとってのリスクが大きく、萎縮効果も大きいことから、この点を考慮することなく厳格すぎる規制や運用を行うことは避けるべきである。また、通信の秘密に関する規制の範囲を拡張すると、国内外の事業者のビジネス活動に影響を及ぼし、イノベーションの促進を妨げうる。情報の保護と利便性を両立させた、実用的かつ柔軟な対応が必要である。
- ・本報告書案は、通信の秘密の保護に抵触しないケースを法律に明記すべきとする意見を紹介しているが、かえって利用者情報を利活用した電子通信サービスを適切に規律できないこと結果を生じさせる。許容されるケースの法律での明記は、変化の激しい電子通信サービス業界にとって新しいサービスへの萎縮効果を生むおそれがある上、改正の時間的・手続的負担が重く、業界の変化を柔軟に反映するには必ずしも適切はない。むしろ技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を周知したりすることが重要である。

2. 「欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応」について

- ・法律やガイドラインの見直しを行う際、国内の法律やガイドラインとの調和も考えるべきである。
- ・適用される法律やガイドラインの数が増えると事業者への負担も増え、サービスの利用者にも分かりづらくなることが懸念される。混乱が生じぬよう、各省庁の所管する法規制を考慮し、重複する範囲がないように議論を進めるべきである。
- ・プライバシー、データ保護又は個人情報に係る事項については、個人情報保護法などその他法律やガイドラインと矛盾が生じぬよう、慎重に議論を進めるべきである。通信の秘密の

保護についての議論や、端末 ID やクッキーなどの情報の整理についても、関連法との調和を確保すべきである。また、個人情報保護委員会の意見も考慮する必要があると考える。

以上